

災害発生時における業務継続計画

感染症編

法人名	青梅市社会福祉事業団	種 別	障害者通所支援事業所
代表者	小山 高義	管理者	事務局長 島崎 昌之 就労支援事業所 藤野奈穂美 生活介護事業所 高野 敏巳
所在地	東京都青梅市今井 5-2434-2	電話番号	0428(32)1631

— 目次 —

<基本方針>	・ ・ ・ ・ ・	1
<推進体制>	・ ・ ・ ・ ・	
<事業継続計画発動基準>	・ ・ ・ ・ ・	2
<発動後の主幹>	・ ・ ・ ・ ・	2
<感染発生における予測時系列>	・ ・ ・ ・ ・	3
<事業継続で想定される影響と対策>	・ ・ ・ ・ ・	4
1 リスクの把握		
① 通所について		
② 作業活動について		
③ 給食について		
④ 共用部分について		
2 リスクに対する対策		
① 通所について		
② 作業活動について		
③ 給食について		
④ 共用部分について		
<集団感染した場合>	・ ・ ・ ・ ・	5
<情報収集>	・ ・ ・ ・ ・	5
<継続する事業>	・ ・ ・ ・ ・	5
<医薬品確認>	・ ・ ・ ・ ・	6
<利用者の感染確認>	・ ・ ・ ・ ・	6
【感染確認ルール】		
【医療機関への搬送が必要な場合】		
<職員の感染確認>	・ ・ ・ ・ ・	7
<施設外での感染（疑い）の確認>	・ ・ ・ ・ ・	7

<基本方針>

本計画は、社会福祉法人青梅市社会福祉事業団が、青梅市から管理運営を受託している青梅市自立センターにおいて感染症が発生した場合、感染拡大防止と優先して継続する業務について定めることを目的とする。

新型コロナウイルスが、令和5年5月8日より感染症法上の位置づけが第2類感染症から第5類感染症に変更となった。これにより規制の緩和が進んでいるが、自立センターは多くの重度の障がい者が通所している施設であることから、職員共々感染のリスクに対し十分な対応を行なっていかなければならない。そのため、早期発見や消毒、予防といった出来ることを最大限行なうこととする。

また、新たな感染症についても早期対応にあたれるよう、常日頃からの意識を高め続けることが重要である。

<推進体制>

主な役割	部署・役職	氏名	補足
対策統括本部長	理事長		
対策本部長	常務理事・事務局長		新型コロナウイルス感染症対策委員長
対策副本部長	就労・指導課長		新型コロナウイルス感染症対策委員
対策副本部長	生活・指導課長		新型コロナウイルス感染症対策委員
棟別対策長	就労・課長補佐		新型コロナウイルス感染症対策委員
棟別対策長	生活・課長補佐		新型コロナウイルス感染症対策委員
状況確認・情報収集	就労棟・係長		
状況確認・情報収集	生活棟・係長		
状況確認・感染防止	就労棟・職員		

状況確認・感染防止	生活棟・職員		
救急関係	看護師		新型コロナウイルス感染症対策委員
事務・給食関係	事務局・栄養士		栄養士

<事業継続計画（BCP）発動基準>

事業継続計画（BCP）発動基準については、以下の通りとする。

発動者	代替者①	代替者②
理事長	常務理事・事務局長	指導課長

※ 何らかの感染症によりクラスターに至ってしまい、一定期間事業所の閉鎖をせざるを得ない場合については、感染者の人数だけでの判断ではなく、通所されている利用者様の安全が確保できる職員数（給食提供に必要な委託業者の調理員確保も含む）にも観点を置き判断をする。

なお、閉鎖期間については、感染症の種類により医療機関との連携も判断材料としていく。その際は送迎に関する契約業者とも連携を取り対応にあたる。

<発動後の主幹>

事業継続計画（BCP）が発動された場合、新型コロナウイルス感染症対策委員会の委員長を中心に、対応にあたっていくものとする。

<感染発生における予測時系列>

種 別	感染確認直後	翌 日	3 日後	5 日後
食 事 注 1)	提供	提供	提供	提供
職 員 注 2)	100%	100%	100%	100%
情報管理 注 3)	通常	通常	通常	通常
送迎支援 注 4)	状況により可能な範囲で実施	状況により可能な範囲で実施	状況により可能な範囲で実施	通常運行
事業所 注 5)	開所	開所	開所	開所
相談支援 注 6)	停止	停止	通常	通常
業務基準 注 7)	感染確認・消毒	感染確認・消毒	感染確認・消毒	感染確認・消毒

注 1) 感染症の確認により、上記期間での提供は難しい場合がある。

注 2) 職員の感染がない場合については表の通りとなるが、感染状況により事業所閉鎖に繋がる可能性もある。

注 3) 感染状況も含め、利用者様の状況を記録に残す。事務局については、消毒等通常にかかる経費以外の部分の捻出も視野に入れた金銭管理を進める。

注 4) 送迎支援に関しては、感染症の症状および潜伏期間等を考え、安全が確保出来次第再開する。

注 5) 事業所の閉鎖に関しては、感染症により変わるため一概に設定できないが、潜伏期間や保健所との連携により再開する。

注 6) 事業所の閉鎖等により左右されるが、基本は自立センターに動きを合わせることにする。

注 7) 感染確認と館内消毒については、新型コロナウイルス感染症により事業所閉鎖をした際に行ってきたことと同様とする。

<事業継続で想定される影響と対策>

以下の内容については、新型コロナウイルス感染症が第2類の際に行っていた青梅市自立センターの動きを基本においている。また、医療分野に関する隔離等については、受診の際の医師からの指示に従うこととする。

1 リスクの把握

① 通所について

自宅もしくはグループホームからの通所手段として、送迎バスや公共交通機関等を使った通所となっているため、狭い空間で過ごすという感染リスクが考えられる。

② 作業等活動について

利用者様全員が所属事業所の各班に分かれての活動となっているため、同一空間で一定時間を過ごすという感染リスクが考えられる。

③ 給食について

食事ではマスクを外して集団で喫食することから、そこでの感染リスクも考えられる。

④ 共用部分について

トイレや洗面台、廊下といった共用の部分についても感染リスクが考えられる。

2 リスクに対する対策

① 通所について

通所については、自主通所者の公共交通機関の利用による感染リスクを回避する観点から、対策として送迎対象者として対応にあたる。当然乗車前の検温や体調の様子についての把握にも努める。しかし、送迎車両の乗車定員も踏まえ、分割送迎や曜日別通所等の通所方法についても検討が必要である。

② 作業等活動について

作業等の活動については、20人前後の利用者様と担当職員が活動室内で行うものであり、十分な間隔と十分な換気、マスクの着用を必須とし会話についても控えていくようにする。

③ 給食について

給食の時間については、作業室同様に十分な間隔と十分な換気を行ない黙食に努めるとともに、食事前の手洗いについても必ず実施していく。また、職員と利用者様の摂取時間を分ける必要もある。

④ 共用部分について

トイレ、洗面台、廊下の手すり等利用者様や職員の共用する部分については、消毒や清掃といった衛生面に気をつける。排泄利用後はトイレ内のアルコールを使用して常に衛生面に気を

つけ、利用者様の帰宅後については、建物全体（トイレについては次亜塩素系希釈液）の消毒にあたる。

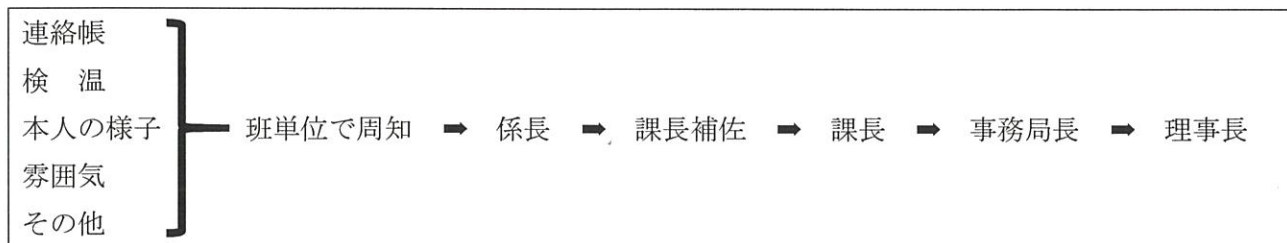
<集団感染が発生した場合>

事業の停止（閉鎖）については、常務理事が委員長である「新型コロナウイルス感染症対策委員会」のメンバーが中心となり検討し、理事長及び青梅市への報告と閉鎖の判断を確認する。感染症については、確定が難しいこともあるため医療関係に繋げることも視野に入れる。

事業の停止（閉鎖）については最低限の範囲とし、その間の職員については、出勤を基本とし消毒や必要な業務を行なう。退勤については定時を目途に進める。

<情報収集>

既存の感染症発生については過去の対応を基本に行動に移すことができるが、新たな感染症については情報が少なく、対応にも厳しいと思われる。そのため、青梅市や保健所、医療関係等に留まらず可能な限り情報収集を行い、的確な判断と対応を行なう。所内での報告連絡については、以下の表の通りとする。



※ 利用者様、職員の感染状況については、別紙感染確認シートを活用する。

<継続する事業>

通所支援事業（就労支援事業所・生活介護事業所）

障害児・特定相談支援事業（相談支援事業所じりつ）

※ 相談支援事業所じりつについては、就労支援事業所と生活介護事業所の継続を優先するため、状況により停止をする場合もある。

<医薬品関係>

ポータブル吸引器：3台	ネット包帯
血圧計：3台	ガーゼ・テープ
パルスオキシメーター：2個	使い捨てマスク
体温計：10個	使い捨て手袋（ビニール）
聴診器：1個	使い捨て手袋（ラテックス）
爪切り：1個	ピューラックス（次亜塩素酸）
ハサミ：1個	アルコール
抗原検査キット	スプレーボトル
体重計	使い捨てエプロン
身長計	フェイスガード（各職員所有）
車いす	
メジャー	
綿棒	
三角巾	
包帯	

消毒液	鎮痛解熱剤（バファリン）
絆創膏	下痢止め（正露丸）
コールドスプレー	胃腸薬（太田胃散）
スプレー式鎮痛消炎剤（エアーサロンパス）	予備薬（利用者服薬者）
冷シップ	経口補水液（アクアソリタ）
かゆみ止め（ムヒ軟膏）	
かゆみ止め（ムヒアルファ軟膏）	
皮膚疾患・外傷治療薬（オロナイン軟膏）	
生活常備薬（メンターム軟膏）	
皮膚疾患治療薬（ドルマイシン軟膏）	

<利用者の感染確認>

【感染確認ルール】

- ・ 自立センター開所中に発症した場合、本人の現在の様子を確認する。
- ・ 別紙感染確認シートを活用する。
- ・ それぞれの家族に連絡を入れ、現状報告とともにご家庭での様子を確認し、発症日の確認をしていく。
- ・ 連絡がつかない場合については、繰り返し連絡を入れるとともに、利用者様については、別室での

対応を取り感染拡大を防いでいく。

【医療機関への搬送が必要な場合】

- ・ご家庭に連絡を入れ、主治医に確認をして迎えに来てもらい受診する。
- ・軽症だが診療が必要な場合、協力医療機関である大堀医院に職員が車両等にて連れて行く。
- ・救急車への出動依頼を入れる（家庭との間で決定する。予断を許さない場合はこの限りではない）。
- ・症状が重く、救急車の出動が不可の場合、高木病院もしくは青梅市立総合医療センターに職員が車両等にて連れて行く。

<職員の感染確認>

- ・出来るだけ単独での行動はせずに、管理者等の指示に従い所在を明らかにしていく。
- ・体調については最重点な注意を払う。
- ・別紙感染確認シートを活用する。

<施設外での感染（疑い）の確認>

- ・外出先や作業中、施設外での活動をしている際に体調不良か確認された場合、直ちに自立センターに連絡を入れ指示を仰ぐようにする。
- ・不特定多数の接触が想定される場合については、出来るだけ接触を控えるように対応する。
- ・状況について、メモにとるとともに自立センターに報告を入れる。

令和6年3月1日改正

令和6年4月1日改正